

敦賀市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、財政援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年2月16日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	和泉	明

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

- (1) 団体 港都つるが株式会社
- (2) 所管課 産業経済部商工貿易振興課

4 監査の範囲

令和2年度における団体の事業運営及び補助事業に係る出納その他の事務の執行状況並びに所管課の団体に係る事務の執行状況。

5 監査の実施日

令和3年8月6日

6 監査の実施内容

団体の事業運営及び補助事業に係る出納その他の事務の執行並びに所管課の団体に係る事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、団体及び関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 団体に関する事項

- ア 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- イ 団体の会計経理及び財産管理は適切に行われているか。
- ウ 補助事業に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。
- エ 資金の運用は適切に行われているか。
- オ 法令等に基づき役員会等が開催され、十分に機能しているか。

(2) 所管課に関する事項

- ア 出資目的及び出資金額は妥当か。
- イ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ウ 出資団体の経営成績及び財務状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。

8 監査の結果

団体の事業運営及び補助事業に係る出納その他の事務の執行並びに所管課の団体に係る事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 団体に関する事項

決算書における数字の基となる帳簿の記載に整合性がない。数字の積み上げが決算書の数字となることを認識し、整理するよう努められたい。

(2) 所管課に関する事項

補助金交付において必要な事項を定める交付要綱については、適切な事務を行えるよう、それぞれの補助事業の内容に応じた個別の要綱の作成を検討し、補助金の適正な交付に努められたい。